

いじめの防止

広島県教育委員会では、平成26年3月に策定した「広島県いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ問題の克服に向け、次のような取組を行います。

ヒューマンフェスタひろしま 実践発表会

～一人一人の命を大切に

いじめ防止・撲滅の取組～

県内の学校で、児童生徒の命や人権を大切にするために行っている取組を、児童生徒自身が発表します！

[日 時] 平成28年12月4日(日) 13:00～14:30

[会 場] 広島県民文化センター5F サテライトキャンパスひろしま

[発表校] 府中町立府中北小学校・福山市立精華中学校

県立佐伯高等学校・県立庄原特別支援学校

[講 評] 高知大学 杉田郁代先生



昨年度の発表校 安芸高田市立高宮中学校

皆さん
参加をお待ち
しています！

教育相談窓口

◆24時間子供SOSダイヤル(全国)

0120-0-78310

◆いじめダイヤル24(広島県)

082-420-1313 月～金曜日 9:00～19:00

◆心のふれあい相談室

082-428-7110 月～金曜日 9:00～16:00

◆こころの相談室

084-925-3040 火曜日・水曜日 10:00～17:00

いじめや心の悩みについて
ひとりで悩まないでいつでも
相談してくださいね。

ハンセン病を知っていますか？

ハンセン病はこんな病気です。

- ◎感染力の非常に弱い「らい菌」による病気です。
- ◎感染症の1つですが、隔離などは必要ありません。
- ◎日常生活を通じて感染するものではありません。
- ◎早期に発見し、適切な治療をすれば、完治します。
- ◎遺伝する病気ではありません。

偏見や差別があるのはなぜですか？

- ◎過去、ハンセン病患者を強制的に療養所に入所させていたことから、「強い感染力を持つ恐ろしい病気」という誤った認識が定着してしまった。
- ◎治療薬が開発されるまでは、「不治の病」と考えられていた。
- ◎家族内で複数の患者が発見されることが多かったため、遺伝する病気だと考えられていた。

皆さんへのお願い

ハンセン病について一人ひとりが正しい知識と認識を持ち、偏見と差別をなくしましょう。



北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

北朝鮮による拉致問題は、国民の生命と安全にかかわる重大な人権侵害問題です。

この解決のために、私たちひとりひとりがこの問題に対する関心と認識を深めることが大切です。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間 12月10日～16日

詳しくは、内閣官房拉致問題
対策本部ホームページへ
<http://www.rachi.go.jp/>



法務局・人権擁護委員による電話相談

いじめ、セクハラ、パワハラ、差別、配偶者やパートナーからの暴力等の悩みごと、その他人権についての困りごと、心配ごとなど、暮らしの中で起こる様々な問題について相談を受け付けています。

みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

ナビダイヤル ゼロゼロみんなひゃくとおばん

0570-003-110

子どもの人権110番(全国共通・無料)

フリーダイヤル ゼロゼロななのひゃくとおばん

0120-007-110

女性の人権ホットライン

ナビダイヤル ゼロナナゼロのハートライン

0570-070-810

プレゼントコーナー

トップスひろしま選手サイン入りコラボポスターを9名様にプレゼント！

応募締切

平成28年12月22日(木) 消印有効

〒730-8511(住所不要)広島県庁人権男女共同参画課「プレゼント係」
はがきに郵便番号・住所・名前(ふりがな)・年齢層(●歳代)・「人権だより」
に関するご感想(今回の掲載内容について)を明記の上、郵送してください。
また、右記二次元コードからもご応募いただけます。

*ご応募はおひとり様1回のみ有効となります。個人情報は、プレゼント発送と読者層の調査のためのみ利用します。

なお、ご感想を県HPに掲載させていただく場合があります。(名前は掲載しません) 当選者は発送をもってかえさせていただきます。



広島県 人権男女共同参画課 ☎082-513-2734

平成28年(2016年)

広島県人権方より

チーム人権
広島県！



平成
28年度

人権啓発活動 年間強調事項

- ①女性の人権を守ろう
- ②子どもの人権を守ろう
- ③高齢者の人権を守ろう
- ④障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑤同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ⑥アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ⑦外国人の人権を尊重しよう
- ⑧HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- ⑨刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ⑩犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ⑪インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ⑫北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ⑬ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ⑭性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑮性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ⑯人身取引をなくそう
- ⑰東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

下記二次元コードより
「人権だより」のホーム
ページへアクセス！



※法務省

①いわゆる 「性的マイノリティ」とは

性は「男」と「女」の2つのどちらかにはっきり分類できるとか、恋愛対象は必ず異性であるとは限りません。

多くの人は、「自分自身が認識する性別」と「社会的に割り当てられた性別」が一致しているので、日常生活の中で性別を意識することはほとんどないかもしれません。しかし、「自分自身が認識する性別」と「社会的に割り当てられた性別」が違うと感じたり、「自分自身が認識する性別」が揺れ動いたり、自分の性別を決められない人もいます。性別違和が強く、社会生活に支障がある状態の人もいます。

また、同性を好きになる人もいますし、異性も同性も好きになる人もいます。恋愛感情を抱かない人もいます。

「性のあり方」は多様であって、それぞれに人権を尊重し合うことが大切なのです。

LGBTという言葉を聞いたことがありますか？

性的マイノリティについて、LGBTと総称されることがあります、一般的に次のことを表しています。

L：女性の同性愛者（Lesbian、レズビアン）

G：男性の同性愛者（Gay、ゲイ）

B：両性愛者（Bisexual、バイセクシュアル）

T：出生時に社会的に割り当てられた性別と自分自身が認識する性別が一致しない人（Transgender、トランスジェンダー）

②「性的マイノリティ」の人は どのくらいいるの？

人口の3~5%、大手広告代理店の調査では7~8%とも言われていますが、研究者などによりいろいろな意見があります。

「自分のまわりにはいないから」と言う人もいますが、周囲の人々との関係が壊れるのが不安で、打ち明けていないだけかもしれません。学校や職場などで嫌がらせやいじめを受けたり、就職や昇進で不利な扱いを受けたりする事例もあります。

③多様な性を理解しよう

「ホモ」「レズ」「オカマ」などの差別的な言葉が、何気ない会話の中で用いられるだけで、「性的マイノリティ」の人々は深く傷ついています。また、根強い偏見や差別があつたり、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして、苦しんでいます。「結婚しないの？」「男らしくない、女らしくない」などの言動は、アイデンティティの否定にもなりかねません。

一人ひとりの性の多様性を認め合い、誰もが過ごしやすい環境をみんなでつくっていきましょう。



NPO法人虹色ダイバーシティ
代表 村木 真紀

京都大学卒業後、大手食品メーカー、外資系コンサルティング会社等に勤務。大学在学中より、さまざまな性的マイノリティの権利擁護活動に参加。2011年、性的マイノリティがいきいきと働くことができる職場づくりをめざして、友人とともに「虹色ダイバーシティ」を設立。現在は、企業向けの講演、コンサルティング業務を行っている。

障害者差別解消法が平成28年4月1日からスタートしました！

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消を推進する基本的な事項や、行政機関及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定め、障害のある人も共に生きる社会をつくることをめざしています。

この法律では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別であるとされました。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは

正当な理由がないのに、障害があるということでサービス等の提供の拒否・制限をすること

「合理的配慮をしないこと」とは

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があつたにもかかわらず、社会的障壁を取り除く合理的な配慮をしないこと

（実施に伴う負担が過重となる場合を除く）

	行政機関(役所)	民間事業者(会社、お店など)
不当な差別的取扱い	禁 止	禁 止
合理的配慮	法 的 義 務	努 力 義 務

雇用の分野では…

改正障害者雇用促進法が 平成28年4月1日からスタートしました！

1)雇用の分野での障害者差別の禁止

障害者であることを理由とした障害のない人の不当な差別的取扱いが禁止されています。

2)雇用の分野での合理的配慮の提供義務

障害者に対する合理的配慮の提供が義務付けられています。

3)相談体制の整備・苦情処理・紛争解決の援助

障害者からの相談に対応する体制の整備が義務付けられています。障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

あいサポートを募集しています

広島県では、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしがやすい共生社会を実現するため、「あいサポート運動」を推進しています。

あいサポートは、日常生活の中で、障害のある方が困っているときに、ちょっとした手助けをする意欲のある方であれば、誰でもなることができます。（特殊な技術の習得は不要です。）

障害者差別解消法に関するお問い合わせは ▶ 障害者支援課 ☎ 082-513-3157

広島県 障害者差別解消法

検索

特別支援学校就職サポート隊ひろしま

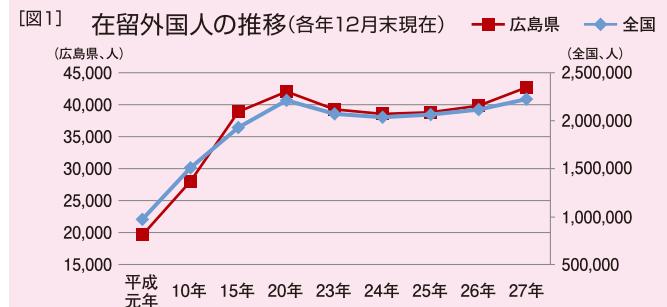
県教育委員会では、職場実習の受け入れ、作業学習への助言、技能検定への協力など、特別支援学校生徒の就職を応援してくださる企業を募集しています。登録企業には、登録証を発行し、県教育委員会ホームページで紹介します。

■お問い合わせ先:広島県教育委員会特別支援教育課 ☎ 082-513-4982



①県内にはどのくらい外国人が 住んでいるの？

日本を訪れる外国人は年々増加しており、広島県においても外国人旅行者や居住する外国人は増加しています。[図1]県内には[図2]のとおり、約4万3千人（平成27年12月末現在）の外国人が生活しており、過去最多の人数となりましたが、今後もさらに増加することが見込まれています。

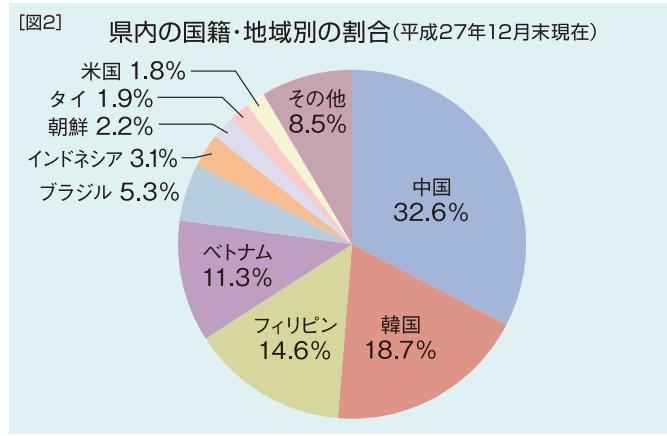


②外国人が日本で生活する上で どんな問題があるの？

外国人が日本で生活していくには、3つの壁（言葉・制度・心）が存在すると言われており、自分とは異なる民族、宗教に対するステレオタイプや文化、習慣の違いに対する誤解などから“心の壁”が生じ、差別につながってしまう場合があります。

また、外国人であることを理由に宿泊・入居拒否や、就労、子どもの教育など、外国人が生活する上でさまざまな問題が生じています。

さらに、近年では、特定の民族や国籍の人々に対する差別的な言動（ヘイトスピーチ）が大きな社会問題として取り上げられています。



③誰もが暮らしがやすい 多文化共生*社会とは

人権とは、国籍や民族、文化や生活習慣、言語や能力などの“ちがい”にかかわらず、尊重され、守られなければならないものです。

私たち一人ひとりが、外国人の人権について正しい理解と認識を深め、あってはならない“ちがい”を無くし、互いの文化的な“ちがい”を認め合いながら、“ちがい”を豊かさに変える社会、「多文化共生社会」をつくっていく必要があります。

あなたの近くに住んでいる外国人も“ご近所さん”です。地域の一員として、お互いに思いやり、支えあっていきましょう。

*「多文化共生」って？

多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義されています。（「多文化共生の推進に関する研究会報告書」平成18年3月総務省から）



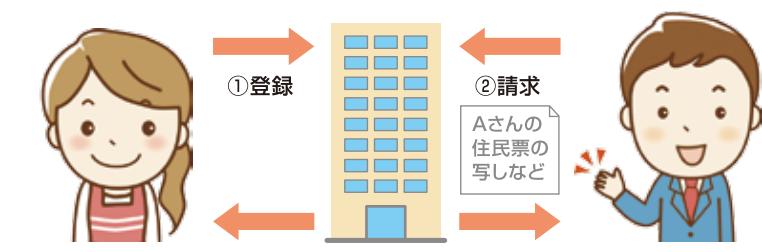
NPO法人多文化共生マネージャー全国協議会
理事 土井 佳彦

1979年、広島生まれ。大学で日本語教育を学び、卒業後、留学生や技術研修生などを対象とした日本語教育に従事。同時に、地域日本語教室にもボランティアとして参加。2008年、NPO法人多文化共生リソースセンター東海の立ち上げに参画し、翌年の法人格取得とともに代表理事に就任。多文化共生マネージャー全国協議会の理事としても、多文化共生社会づくりに取り組んでいる。

なくそう、住民票の写し等の不正取得

登録型本人通知制度(県内の市町の取組)

この制度は、住民票の写しや、戸籍謄本などの不正取得により、個人の権利が侵害されることや犯罪などに悪用されることを防止・抑止するため、市町が代理人や第三者に証明書を交付したとき、その事実を本人に知らせる制度です。



登録を希望する人は、住民票または戸籍がある（過去にあった場合を含む）市町に事前に登録する必要があります。

制度を実施している県内の市町とお問い合わせ先

◆竹原市市民課 ☎ 0846-22-7734
◆三原市市民課 ☎ 0848-67-6175
◆尾道市市民課 ☎ 0848-38-9104

◆福山市市民課 ☎ 084-928-1058
◆府中市市民課 ☎ 0847-43-7127
◆東広島市市民課 ☎ 082-420-0925

◆安芸太田町 住民生活課 ☎ 0826-28-2116
◆北広島町 町民課 ☎ 050-5812-1854
◆大崎上島町 住民課 ☎ 0846-65-3113

※平成28年10月1日現在